

# 秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度実施要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じる飲食店を県が認証する制度を設けることにより、飲食店における感染防止対策の徹底を図るとともに、県内外の人々に安心して飲食できる環境を整備することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象は、客席を設けて食事等を提供する飲食店（喫茶店を含む。）とする。

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

## 第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証申請書（様式第1号）を、書面又は電磁的方法により、知事に申請しなければならない。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された申請書を確認し、施設確認を行うこと等により審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証書を交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証基準に適合するよう助言等を行うものとする。

5 第2項の認証の効力は、認証を受けた日から令和5年3月31日までとする。

(認証書の利用等)

第6条 認証事業者は、認証を受けた対象施設（以下「認証施設」という。）において認証書を利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証書を掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策認証店」及び「秋田県新型コロナウイルス対策認証店舗」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証書を汚損し、又は亡失したときは、書面又は電磁的方法により認証書の再交付を求めることができる。

(変更の報告)

第7条 認証事業者は、認証施設の名称等その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面又は電磁的方法により、知事に報告するものとする。

(施設確認等)

第8条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を確認し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証書の適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事（その委託を受けた者を含む。）が行う認証施設に係る確認に協力すること。

(認証の辞退)

第10条 認証事業者は、当該認証施設の閉鎖その他認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面又は電磁的方法により、認証の辞退を申し出なければならない。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用並びに「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策認証店」及び「秋田県新型コロナウイルス対策認証店舗」

の名称使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第11条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認した場合において、当該認証事業者に対して改善を指導し、改善の見込みがないと判断したときは、認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証書の利用並びに「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策認証店」及び「秋田県新型コロナウイルス対策認証店舗」の名称使用をやめなければならない。

### 第3章 感染症発生時の措置

(患者発生に係る情報の提供)

第12条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、知事は、管轄する保健所長から店舗の名称等の情報提供を受けることが出来る。

(認証の効力の一時停止)

第13条 患者発生時、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者へ通知するものとする。この場合において、認証事業者は、直ちに、認証書の利用並びに「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策認証店」及び「秋田県新型コロナウイルス対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第14条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと、認証事業者又はその従業員の故意、若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証書の利用並びに「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策認証店」及び「秋田県新型コロナウイルス対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力回復)

- 第 15 条 患者発生時において、その原因が前条第 1 項に掲げるものでないことが明らかとなり、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと知事が判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）したときは、知事は、認証の効力を回復する旨、通知するものとする。
- 2 前項の規定により、認証の効力を回復された対象事業者は、認証書の利用並びに「秋田県新型コロナウイルス感染防止対策認証店」及び「秋田県新型コロナウイルス対策認証店舗」の名称の使用を再開することができるものとする。

#### 第 4 章 まん延の防止に関する措置等との関係

(効力の一時停止)

- 第 16 条 第 2 章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、知事は、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。
- (1) 秋田県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置及び第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うことが適当でないと認めたとき。

#### 第 5 章 雑 則

(免責)

- 第 17 条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと又はその効力を停止されたこと、若しくは認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切責任を負わないものとする。

(その他)

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

**附 則**

1 この一部改正は、令和3年7月19日から施行する。